



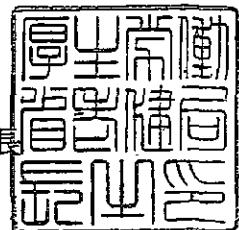
老発第0331024号



平成17年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長



マンモグラフィ緊急整備事業並びにマンモグラフィ撮影技師及び読影医師  
養成研修事業の実施について

現在、我が国においては、乳がんは女性のがん罹患率の第1位となっており、年間約3万5千人が発症し、約1万人が死亡するとともに、年々増加する傾向にある。また、乳がんによる死亡率も年々上昇しており、65歳未満の世代で女性のがん死亡の第1位となっている。

このため、平成16年4月27日に、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（平成10年3月31日老健第64号厚生省老人保健福祉局老人保健課長通知）」の一部改正を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）における乳がん検診については、マンモグラフィを原則とすることとしたところである。

この度、市町村において実施するマンモグラフィによる乳がん検診を促進し、乳がん検診の受診率を向上させることにより、乳がん患者を早期に発見し、死亡率の減少に資するため、別紙1のとおり「マンモグラフィ緊急整備事業実施要綱」を、また、別紙2のとおり「マンモグラフィ撮影技師及び読影医師養成研修事業実施要綱」を定めたので、本事業を積極的に活用し、マンモグラフィによる乳がん検診の推進を図られたい。

## 別紙1

### マンモグラフィ緊急整備事業実施要綱

#### 1 目的

この事業は、乳がんが現在我が国では女性のがん罹患率の第1位となっており、年間約3万5千人が発症し、約1万人が死亡するとともに、年々増加する傾向にあることから、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において実施するマンモグラフィによる乳がん検診を促進し、乳がん検診の受診率を向上させることにより、乳がん患者の早期発見、死亡率の減少に資するため、マンモグラフィによる乳がん検診の実施体制を緊急に整備することを目的とする。

#### 2 実施主体

都道府県が策定する「マンモグラフィによる乳がん検診の実施体制整備計画」（以下「整備計画」という。）に基づき、「マンモグラフィによる乳がん検診」（以下この要綱において「マンモグラフィ検診」という。）を実施するために必要な機器等の整備又は機器等の整備に対する補助を行おうとする次に掲げる者とする。

(1) 都道府県

(2) 市町村

(3) 厚生労働大臣が適当と認める者（この要綱に基づき整備した機器により、市町村を実施主体とするマンモグラフィ検診を実施する者に限る。）

#### 3 整備の対象機器等

(1) マンモグラフィ検診の緊急整備のために補助できる対象機器等は、次に掲げるものとする。

ア 乳房エックス線撮影装置（撮影台、エックス線管装置、高電圧装置 等）

イ 撮影用ユニット

ウ 高輝度シャウカステン

エ 読影用モニター

オ 精度管理用キット

カ その他、マンモグラフィ検診に必要と認められるもの（機器の搬入、施設の改築等に要する経費を除く。）。

(2) (1)に掲げる機器等の他、厚生労働大臣が認めた場合は、マンモグラフィ装置等を搭

載するための車輌（以下マンモグラフィ装置等を搭載した車輌を「検診車」という。）の整備について補助することができる。

(3) 次に掲げる費用は、補助の対象としない。

- ア 乳房エックス線撮影装置の設置に伴う建物の改修及び車庫の設置に要する費用
- ア 人件費
- イ 消耗品費
- ウ 光熱水料
- エ その他整備費として適當と認められない費用

#### 4 整備条件

- (1) この要綱により整備する乳房エックス線撮影装置は、日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たすものであること。
- (2) 事業目的を十分發揮できるよう、独立した検診部門を設けていること。
- (3) 適切な技術を有する診療放射線技師、読影医師を、乳房エックス線撮影装置1台又は検診車1台当たり、必要な人員を確保できること（「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（平成10年3月31日厚生労働省老人保健福祉局老人保健課長通知）」の別紙の3（1）エに掲げるマンモグラフィ検診精度管理中央委員会が開催する講習会又はこれに準ずる講習会を終了していることが望ましい。）。
- (4) この要綱により整備する機器は、市町村が実施するマンモグラフィ検診に使用すること。ただし、市町村を実施主体とするマンモグラフィ検診（受託を含む。）に支障を来さない範囲内において、職域等の乳がん検診を実施することを妨げない。
- (5) 診療の目的には使用できないこと。

#### 5 都道府県の役割

- (1) 都道府県は、本実施要綱に基づく事業が円滑かつ早急に実施できるよう、整備計画を策定すること。
- (2) 整備計画は、目標受診率が平成19年度末までに50%を超える計画となるよう努めること。
- (3) 整備計画は、次に掲げる事項を盛り込むこと。
  - ア 乳がん検診の現状
    - ・ 対象者数、受診者数、受診率等の客観的データの集計・分析
  - イ マンモグラフィ検診の資源の状況

- ・撮影技師数、読影医師数、検診実施可能機関数、マンモグラフィ設置数

ウ 整備目標及び評価に関する事項

- ・目標受診率、目標受診者数等
- ・撮影技師及び読影医師の養成に関する研修計画
- ・技術者の養成目標数
- ・乳房エックス線撮影装置の整備台数

オ 受診率向上の方策

- ・啓発普及策、利便性向上策

カ 「健康診査管理指導等事業実施のための指針の策定について（平成10年3月31日老健第65号厚生省老人保健福祉局老人保健課長通知）」に定める成人病検診管理指導協議会の役割

キ その他

## 6 経費の負担

都道府県等がこの実施要綱に基づき整備する機器に係る費用については、厚生労働省が別に定める交付要綱に基づき、整備状況を勘案の上、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

## 7 その他留意事項

(1) 関係機関との連携

都道府県は、本事業の実施に当たっては、広域的な整備に努めることとし、都道府県医師会等の関係機関との連携に配慮するものとする。

(2) 報告

ア 市町村及び厚生労働大臣が適当と認める者は、別に定めるところにより、本事業の実施状況等を都道府県知事に報告するものとする。

イ 都道府県は、都道府県実施分及びアにより提出された報告書を取りまとめ、別に定めるところにより、本事業の実施状況等を厚生労働大臣に報告するものとする。

## 8 施行期日

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

## 別紙2

### マンモグラフィ撮影技師及び読影医師養成研修事業実施要綱

#### 1 目的

この事業は、乳がんが現在我が国では女性のがん罹患率の第1位となっており、年間約3万5千人が発症し、約1万人が死亡するとともに、年々増加する傾向にあることから、市町村（特別区を含む。）において実施するマンモグラフィによる乳がん検診（以下「マンモグラフィ検診」という。）を促進し、乳がん検診の受診率を向上させるため、マンモグラフィ検診に従事する技術者に必要な基本的な知識・技術に関する研修を実施し、乳がん患者の早期発見、死亡率の減少に資することを目的とする。

#### 2 実施主体

マンモグラフィ撮影技師及び読影医師養成研修事業（以下「研修事業」という。）の実施主体は、都道府県とする。なお、事業の目的の達成のために必要があるときは、都道府県は、事業の一部を、研修事業を適切に実施できる者に委託することができる。

#### 3 実施体制

実施に当たっては、研修事業が確実に実施できる体制を確保すること。特に、「健康診査管理指導等事業実施のための指針の策定について（平成10年3月31日老健第65号厚生省老人保健福祉局老人保健課長通知）」に定める「成人病検診管理指導協議会」との連携に配慮すること。

#### 4 研修事業の種類及び内容

研修事業の種類及び内容は、次のとおりとする。

##### (1) マンモグラフィ撮影技師養成研修

###### ア 目的

マンモグラフィ検診に従事するために必要な一定程度の知識・技術を満たす診療放射線技師を養成することを目的とすること。

###### イ 受講資格

診療放射線技師

###### ウ 研修期間

1開催当たり、少なくとも2日間開催すること。なお、第1日目を午後より開始し、第2日目の午後に終了する場合等も該当するものとすること。

###### エ 年間の開催回数

地域の実情に応じ設定すること。

オ 1 開催当たりの定員

地域の実情に応じ設定すること。

カ 研修内容

研修内容は、次の事項を標準とすること。

- ① マンモグラフィ検診の基礎及び放射線物理に関すること。
- ② 乳房エックス線撮影装置及び周辺機器の取扱いに関すること。
- ③ 乳がんの診断に必要な臨床及び病理に関すること。
- ④ 乳房エックス線画像の所見に関すること。
- ⑤ 撮影の基礎及び撮影法に関すること。
- ⑥ 乳房エックス線撮影装置の撮影実務に関すること。
- ⑦ 精度管理に関すること。

キ 講師の選定

研修に従事する講師については、医師及び診療放射線技師等の資格を有する者であって、マンモグラフィ検診に関し十分な実務経験を有するものであること。

ク 開催場所

乳房エックス線撮影の実習及び乳房エックス線画像の読影に適した場所とすること。

ケ 受講したことを証する書面の交付

都道府県は、研修内容を全て受講した者に対し、受講したことを証する書面を交付すること。

(2) マンモグラフィ読影医師養成研修

ア 目的

マンモグラフィ検診に従事するために必要な一定程度の知識・技術を満たす医師を養成することを目的とすること。

イ 受講資格

医師

ウ 研修期間

1 開催当たり、少なくとも2日間開催すること。なお、第1日目を午後より開始し、第2日目の午後に終了する場合等も該当するものとすること。

エ 年間の開催回数

地域の実情に応じ設定すること。

オ 1 開催当たりの定員

地域の実情に応じ設定すること。

## 力 研修内容

研修内容は、次の事項を標準とすること。

- ① マンモグラフィ検診の基礎及び放射線物理に関すること。
- ② 乳房エックス線撮影装置及び周辺機器の取扱いに関すること。
- ③ 乳がんの診断に必要な臨床及び病理に関すること。
- ④ 乳房エックス線画像の所見に関すること。
- ⑤ 読影の基礎に及び読影法に関すること。
- ⑥ 乳房エックス線画像の読影実務に関すること。
- ⑦ 精度管理に関すること。

## キ 講師の選定

研修に従事する講師については、医師及び診療放射線技師等の資格を有する者であって、マンモグラフィ検診に関し十分な実務経験を有するものであること。

## ク 開催場所

乳房エックス線画像の読影に適した場所とすること。

## ケ 受講したことを証する書面の交付

都道府県は、研修内容を全て受講した者に対し、受講したことを証する書面を交付すること。

## 5 経費の負担

国は、都道府県がこの要綱に基づき実施する研修事業に係る経費について、別に定める交付要綱に基づき、実施計画を勘案の上、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

## 6 留意事項

### (1) 関係機関との連携

都道府県は、研修事業の実施に当たっては都道府県医師会と協議を行うとともに、がん検診実施機関、地域医療機関等の関係機関との連携を密にすること。

### (2) 報告

都道府県は、別に定めるところにより、研修事業の実施状況等を厚生労働大臣に報告するものとする。

## 7 施行期日

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。